



予算特別委員会 の審査が5

新年度予算案の審査を行う予算特別委員会は、3月14日、15日の2日間開かれ、平成19年度の一般会計、特別会計、企業会計の予算案11案について施策を含め慎重な審査が行われました。

全議案に対する質疑は、3月7日に行われ、10人の議員が50項目に及ぶ質疑をしました。その主なものは次のとおりです。

手数料条例の改正について

質疑

国保税や手数料の値上げで、市民は非常に不安を抱いている。この手数料条例の改正でどのくらいの収入を見込んでいるのか。受益者負担の原則というが、厳しい財政事情でも、いろいろなものをうまく削減して、市民の負担を少しでも軽くすべきではないか。また、なぜこの時期に改正をしなければならないのか。周辺の市町村と比較してどういう状況なのか。このままでは、市のイメージが悪くなるばかりである。

答弁

今回の見直しにより、17年度と同一件数で比較すると、238万円程度の増額である。今回の見直しは、19年度の予算編成に当たり、財政健全化計画との整合性を図るために見合った適正な手数料コストに見合つた適正な料金とコストによるものである。全員に説明責任を果たせるものにすべきということである。これにより、健全な財政運営の一助となり、さらには行政サービス水準の確保が図られるという

ことでの改正である。本来であれば毎年見直しが必要であるが、急激な変動は考えにくく、事務効率を考慮して3年ごとに見直しをしていく考え方である。次回の見直しまでの3年間で、行政サービスを低下させることなく、事務処理時間の短縮や経費の節減など、料金に少しでも反映されるようなコスト削減が図られるよう努力してまいりたいと考えているので、ご理解を賜りたい。他市の状況については、全国的に受益者負担の方向にある。行政サービスを利用した特定の方の費用を、利用しない方も負担していることが考えられ、本市でも受益者負担の原則により、コストに見合つた適正な料金とコストによるものである。全局的に統一した人件費の考え方で、1分当たりの単価を57円として算出した。このことにより、住民に説明責任を果たせるものと考えている。

今年度予算案の審査を行う予算特別委員会は、3月14日、15日の2日間開かれ、平成19年度の一般会計、特別会計、企業会計の予算案11案について施策を含め慎重な審査が行われました。今回の審査においては、議案第50号「筑西市国民健康保険特別会計予算」に対する附帯決議案が提出され、賛成多数で可決されました。委員会での主要な審査の内容は次のとおりです。

▽財政健全化計画に基づく特別会計や企業会計等への繰出金、デマンド交通システム、真岡鐵道運営、コミュニティ助成事業、遊休公有地、地方交付税、基金管理積立金等について

▽いばらき農業元気アップチャレンジ事業、観光の振興、茨城結婚相談事業等について

▽農業集落排水事業特別会計における使用料の滞納繰越、汚泥乾燥コンポスト処理業務について

▽防じん舗装箇所の舗装、筑西幹線道路整備事業について

▽スピカビル公共施設管理経費、新治駅前駐車場管理事業、都市計画マスタープラン等について

▽大学等誘致推進経費、市長交際費、男女共同参画経費、ホームページ維持管理費、車両運行管理、職員健康管理、入札、市民会館維持管理費、車両運行管理、職員健康管理、入札、市民税の増収及び滞納繰越、行政無線整備事業等について

▽3支所の維持管理費について

▽市民税の増収及び滞納繰越、市たばこ税、固定資産税の賦課に係る委託料、滞納処分等について

▽民間交通指導員、交通安全施設整備事業、ごみ収集処理、清掃関係経費、外国人登録事務経費、草刈条例等について

▽国民健康保険特別会計における国保運営協議会、収納率、値上げに係る上げ幅、高額療養費、人間ドック等について

▽あけの元気館の需用費の内訳、関城老人福祉センターの事業内容、高齢者インフルエンザ予防接種、地域ケアシステム、難病患者福祉手当等について

▽市民病院の患者数と医業収益、入の内容、各公民館の機能の違い、学校のトイレ改修等について

▽18・19年度の経営見通し、接遇について

平成19年度予算

一般会計 345億円

特別会計合計	315億7,573万円
国民健康保険事業	否決
老人保健事業	86億2,203万9千円
公共下水道事業	25億1,427万円
農業集落排水事業	13億 524万4千円
八丁台地区画整理事業	4億9,192万8千円
駐車場事業	1億6,690万円
介護保険事業	58億7,546万6千円
介護サービス事業	3,586万4千円

企業会計

水道事業	33億 600万9千円
病院事業	26億7,415万5千円

○予算特別委員会
◎小嶋 政男
○下条 豊
百目鬼 晋
須藤 茂
増渕 慎治
西村 正
水越 真次
秋山 洋行
澤佐 石内
荒山 光秋
橋本 田崎
内田 岩
由成 真
哲男 修
武男 修
一郎 修
神戸 修
津田 修
枝廣瀬 修
堤陽二 修
飯村 修
袖山 修
信勝 修
鈴木 正
照子 修
惠一 修
繁雄 修
聰 修
○委員長
○副委員長

国民健康保険税の改正について

質疑

国保税の改正に当たつての基本方針と、改正内容について伺いたい。また、低所得者に対する軽減措置、資格証明書の発行、徴収率についても伺いたい。

答弁 改正の理由としては、現在も合併前の旧4市町の税率をそのまま適用している状態であり、それを早急に改め、統一した賦課方法と合わせて、税率を改める必要があるということである。また、市の財政状況は大変厳しい状況にあるため、一般的会計から国保会計への、その他の繰り入れが望めないということである。また、市の財政状況で試算したものでは、納税督促状や未納のお知らせ、納税相談に対して何ら意居所不明の方もあり、そのような方に対して発行したというこ

しての世帯にかかる平等割3万一千円、個人にかかる均等割2万8千5百円。それに、応能割としての所得割である。低所得者への軽減措置としては、応益割のうち所得に応じて、4割、6割の軽減措置が設けられている。

質疑 資格証明書については、現在、48世帯が交付世帯となつてゐるが、納税督促状や未納のお知らせ、納税相談に対して何ら意

るべきと思うが、本市には市民病院があるので、これを考慮されないか。

質疑 診療体制について、現在、毎日夜間10時までの平日夜間の一次救急医療を行う方針を受け、市としても現行の日曜日・休日等の診療日に加え、平日夜間の一次救急を実施する体制を整えるものである。議決後は、この旨を医師会に伝え診療に当たる医師や看護師、事務職員等の人数等の診療体制の確立、また臨時職員の確保や報酬、賃金、調剤等の扱いの問題等について調整を図つてまいりたい。一次救急としての夜間診療については地元医師会の協力がなければ成立しない事業であるので、調整に努力しうまいりたい。

質疑 財政健全化計画において、投資的経費が20億円以内とされているが、19年度予算ではどのくらいになつてているのか。また、合併特例債268億円の常収支比率(臨時財政対策債を除いた比率も含めて)と実質公債費比率(19年度単年度と17、19年の3カ年の平均)について尋ねたい。

6

平日の夜間診療と小児の緊急医療について

質疑

平日の夜間診療について、小児の緊急医療について、行政改革に取り組まずに改革を図らなければ、21年度には財政再建団体に陥ってしまうとの指摘がある。以上のことで、國保運営協議会の答申を尊重し、一般会計からの繰出金の抑制や独立採算、また受益者負担の原則による国保会計の適正化を図るため、見直しや改正を図るものであるので、ご理解を賜りたい。また、課税の方法についても、3方式を採用し、応益割と

当初予算は、法定繰り入れとして6億366万円を計上し、法定外繰り入れは圧縮して、他の繰り入れとして3億1,600万円としている状況である。さらに、財政健全化計画において、行政改革に取り組まずに改革を図らなければ、21年度には財政再建団体に陥ってしまうとの指摘がある。以上のことで、國保運営協議会の答申を尊重し、一般会計からの繰出金の抑制や独立採算、また受益者負担の原則による国保会計の適正化を図るため、見直しや改正を図るものであるので、ご理解を賜りたい。また、課税の方法についても、3方式を採用し、応益割と

一般的会計から国保会計への、その他の繰り入れが望めないということである。また、市の財政状況で試算したものでは、納税督促状や未納のお知らせ、納税相談に対して何ら意

思表示のない方であり、この中には、住所を本市においておいたまま居所不明の方もあり、そのような方に対して発行したというこ

とであるのでご理解賜りたい。徴収率については、県内市の平均収納率からの推計と、改正による納税の影響を考慮して88%で試算したものである。収納率向上対策の充実強化は十分図つてまいりたい。以上のような状況であるのでご理解を賜りたい。

質疑 財政健全化計画において、投資的経費が20億円以内とされているが、19年度予算ではどのくらいになつてているのか。また、合併特例債268億円の常収支比率(臨時財政対策債を除いた比率も含めて)と実質公債費比率(19年度単年度と17、19年の3カ年の平均)について尋ねたい。

質疑 財政健全化計画において、投資的経費は20億円以内とされている。しかし、20億円を7億円以上も超えており、他にも影響が出てくる。また、経常収支比率についても、目標は5年間で80%とされている。それが臨時財政対策債を除いても103.74%である。これは既にパンク状態である。それとのバランスで投資的経費が27億円では問題ではないのか。

6

財政再建計画について

質疑

財政健全化計画において、投資的経費は27億2,500万円。19年度予算までに執行する合併特例債は19億2,750万円。当初予算ベースでの経常収支比率は103.74%。臨時財政対策債を除くと108.97%。実質公債費比率は、昨年9月に作成した公債費負担適正化計画においては、19年度単年

度では20%と掲げているが、予算では20.1%、3カ年平均で19.5%である。
投資的経費は20億円以内とすることで、集中改革プラン実施手順書によつて、抑制していくことが基本方針になつていて。しかし、20億円を7億円以上も超えており、他にも影響が出てくる。また、経常収支比率についても、目標は5年間で80%とされている。それが臨時財政対策債を除いても103.74%である。これは既にパンク状態である。それとのバランスで投資的経費が27億円では問題ではないのか。

質疑 経常収支比率と投資的経費は相反するものであり、バランスで投資的経費が27億円では問題ではないのか。

答弁 経常収支比率と投資的経費は相反するものであり、バランスで投資的経費が27億円では問題ではないのか。

質疑 財政健全化計画において、投資的経費が20億円以内とされているが、19年度予算ではどのくらいになつてているのか。また、合併特例債268億円の常収支比率(臨時財政対策債を除いた比率も含めて)と実質公債費比率(19年度単年度と17、19年の3カ年の平均)について尋ねたい。

19年度当初予算の投資的経費は27億2,500万円。19年度予算までに執行する合併特例債は19億2,750万円。当初予算ベースでの経常収支比率は103.74%。臨時財政対策債を除くと108.97%。実質公債費比率は、昨年9月に作成した公債費負担適正化計画においては、19年度単年

度では20%と掲げているが、予算では20.1%、3カ年平均で19.5%である。
投資的経費は約3億円減額してい

